

第7章 その他

(1) データヘルス計画の評価・見直し

設定した評価指標に基づき、年度ごとに進捗確認及び見直しを行い、中間評価及び最終評価を行います。

また、設定した目標については、年度ごと及び令和8年度に実施する中間評価において、評価指標に基づき事業の効果や目標の達成状況を確認し、必要に応じて見直しを行います。

(2) データヘルス計画の公表・周知

「大和市国民健康保険データヘルス計画」については、ホームページで公表し、国民健康保険被保険者及び地域住民への周知を図ります。

(3) 個人情報の取扱い

本計画に基づく事業の実施にあたっては、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)及び同法に基づく「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、大和市情報セキュリティポリシーを遵守し、個人情報の取扱いに細心の注意を払います。

(4) 地域包括ケアに係る取組・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

医療・介護・予防・住まい・生活支援などの課題についての議論(地域ケア会議等)に保険者として参加し、地域で被保険者を支える連携を促進します。

また、KDBシステムによるデータなどを活用して保健師や管理栄養士等の専門職が個別保健指導や健康教室等を行い、地域で被保険者を支える事業を実施します。

なお、令和2年度からは「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」を開始しており、後期高齢者医療広域連合と市町村が協力して、後期高齢者医療制度の保健事業を実施しています。関係機関と連携を図りながら、年齢区分にとらわれず、高齢期において一貫性、連動性のある取組を行っていきます。